

有田市立箕島小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 策定

平成 29 年 4 月 改訂

令和 7 年 4 月 改訂

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。

本校では全ての教職員が、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めることとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）2 条】

上記の考え方のもと、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを判断する。

また、「いじめ」に当たるか否かを判断する際は、いじめを受けた児童の立場に立つことを基本とする。さらに、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることや、インターネット上で悪口を書かれた児童がいても、当該児童がそのことを知らずにいるようなことがあること等を踏まえ、行為自体がいじめの様態を示しているかどうかをよく観察して判断するものとする。

3 いじめの解消に係る判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に

長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する必要があります。いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察することが求められます。

4 いじめの理解

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、またどの児童にも起こりうる問題であるという基本認識のもと、いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの様態についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という関係だけでなく、周囲ではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを助長する存在である。また、集団内に上下関係があり、直接的に行為を行わなくても、下位の立場の者にいじめを強要する等、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、インターネット等による、直接の接点がない集団においても、いじめが発生することもあることに留意する。

(2) いじめの様態

本校では、いじめを認知する具体的な様態として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(暴力を伴うもの)

○わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 等

(暴力を伴わないもの)

○冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

○仲間はずれ、集団による無視をされる。

○金品をたかられる。

○持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする。

○恥ずかしいことをされたり、危険なことをされたり、させられたりする。

○インターネット等を使って、誹謗中傷等をされる。 等

5 いじめ防止等の学校の取組

本校ではいじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進することに努める。
- ③いじめの早期発見に努める。
- ④学校と家庭・地域との連携に努める。
- ⑤万一いじめ問題が起きたときは、組織的に迅速かつ適切な対応に努める。

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア 組織の設置

いじめ防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなるいじめ防止対策委員会を設置する。

イ いじめ防止対策委員会の構成員

いじめ防止対策委員会の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

ウ いじめ防止対策委員会の役割

いじめ防止対策委員会は次のような役割を担う。

- ①いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証を行う役割。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に関する情報の収集と記録・共有を行う役割。
- ④いじめの疑いに関する情報があつたとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅

速な共有，関係する児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

（２）未然防止

児童一人一人が認められ，お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また，教師一人一人が分かりやすい授業づくりに努め，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て，自己有用感や自尊感情を育むことができるように努める。

道徳教科や人権学習を中心に，全ての教育活動において，いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為であることや，命の大切さについて指導する。また，特別活動の時間や総合的な学習の時間・生活科を中心によりよい人間関係を築く力と問題解決力を育むことができるように努める。

さらに，健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものであり，読み書き計算などの基礎学力の定着はよりよい学校生活の基盤となるものであるという立場に立ち，生活習慣と基礎学力の定着に努める。

ア 道徳教育や人権学習の取組の充実

道徳教育や人権学習を充実し，命の大切さや思いやりの心情を育て，自分の命を大切にするとともに，自分以外のものの命を大切にすることを育てることに努める。

さらに，情報モラルについての学習を推進し，インターネット等についての正しい理解と利用の方法について指導する。

イ 特別活動や総合的な学習の時間，生活科の充実

児童会活動，学級活動，委員会，学校行事等の特別活動を充実させ，よりよい人間関係を築く力と問題解決力の育成に努める。また，自分たちの役割と責任を果たすことで，集団の中での自己有用感を育み，友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感し，コミュニケーション力を育成する。さらに，総合的な学習の時間や生活科での体験学習を重視し，道徳性育成に資する体験学習の推進に努める。

ウ 生活習慣と基礎学力の定着

児童の生活状況を把握するために，生活アンケートを定期的に行う。さらに，その結果について学校全体，学年，学級の課題について話し合い，必要な取組を行う。

また，定期的なテストにより，基礎学力の定着状況を把握し，未定着の児童についての取組として補充学習や自主学習課題等の工夫に努める。

（３）早期発見・早期対応

ア 早期発見

①「いじめはどの学校でも，どの学級でも，どの児童にも起こりうるものである。」とい

う基本認識に立ち、全ての職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

- ②おかしいと感じた児童がいる場合には、学年やいじめ防止対策委員会等の場において、気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③児童の様子に変化が見られる場合には、職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④いじめについてのアンケートを学期に1回は行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤インターネット等によるいじめ問題については、専門家と連携して情報収集や現状の把握にあたる

イ 早期対応

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで問題解決を図ろうとせず、学校長以下全ての職員が対応について協議し、的確な役割分担をし、いじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ④いじめ問題が起きたときは、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集して指導に生かすようにする。
- ⑤学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑥いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや養護教諭と連携して指導を行っていく。

ウ インターネット上のいじめの防止

児童に、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害であることを指導するとともに、授業だけでなく、外部の専門家によるインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対しても、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等について周知徹底する。

（４）教職員の資質能力の向上

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、またどの児童にも起こりうる問題であるとい

う基本認識のもと、全ての教職員が児童としっかりと向き合い、いじめ防止に取り組める資質能力を身に付けられるための研修を充実させる。

（５）家庭・地域との連携

保護者や地域住民との信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、育友会総会や学級懇談会、保護者面談等の機会をもち情報交換を行う。

さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、地域人材を学校教育に活用したりすることで、開かれた学校づくりに努める。

（６）継続的な指導・支援

いじめ防止対策委員会によるケース会議を行い、児童の人間関係を継続的に見守っていく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感や自尊感情等が回復できるように支援する。

また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くように支援し、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう継続的に指導する。

さらに、保護者との連携をとり、家庭での児童の様子を継続的に把握する。

（７）取組内容の点検・評価

本校いじめ防止基本方針の取り扱いについては、学校ホームページ等を通じて、可能な範囲で保護者、地域等に公表する。

また、いじめ防止基本方針が効果的に運用されているかどうかを適時・適切に点検・評価し、必要があればいじめ防止基本方針を見直すものとする。

６ 重大事態への対処

（１）重大事態の判断・報告

以下のような重大事態が発生したときは、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対応をとる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|

【いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）28 条】

重大事態については、次の事項に留意する。

◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状

況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を迫った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席している場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ①重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ②いじめ防止対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ③調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- ④調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。